

海外発生期

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

目的：

- 1) 国内の状況等を注視しつつ、地域発生が遅延と早期発見に努める。
- 2) 地域発生に備えて情報収集や体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2) 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、地域で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、事業者、市民等に準備を促す。

1 実施体制

(1) 体制の強化

ア 海外において新型インフルエンザ等が発生した場合は、必要に応じて市情報連絡会議を開催し、市長に報告するとともに、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、本市の初動対処方針について協議・決定する。(市情報連絡会議)

イ 政府対策本部及び県対策本部が設置されたときは、直ちに状況に応じて本市の体制を整備し、国、茨城県等から情報収集を行い、国の基本的対処方針及び茨城県の対策等を踏まえ、今後の対策を決定する。(健康づくり推進課)

ウ 業務継続計画に基づき、新型インフルエンザ等対応業務及び市民生活に不可欠な行政サービスを継続するための準備を行う。(全庁)

(2) 関係機関との連携

市内の医療体制の確保や市民への予防接種の実施に当たり、医師会等関係団体や医療機関と連絡調整を密にし連携を図る。(健康づくり推進課、関係機関)

2 情報収集・提供

(1) 情報収集等

ア 国、茨城県等の関係機関を通じ、海外での新型インフルエンザ等の発生状況や

対策に関する情報を収集する。(健康づくり推進課)

イ 感染拡大を早期に探知するため、学校、保育園等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(学務課、子ども施設課)

(2) 情報提供

国及び茨城県が発信している、海外での発生状況、現在の対策、国内（地域）発生した場合に必要な対策等について、各種広報媒体（市ホームページ、市報、ケーブルテレビ、コミュニティFM、SNS等）を活用し、市民に対し、迅速に分かりやすく情報提供し、注意喚起を行う。(健康づくり推進課、広報戦略課)

(3) 情報共有

ア 国、茨城県、関係機関等とインターネットやメール等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(健康づくり推進課)

イ 学校長会、園長会等を通して、本市の今後の対応、新型インフルエンザ等の発生状況や病原性等についての情報を共有する。(健康づくり推進課、学務課、子ども施設課)

(4) コールセンター等の設置

ア 茨城県からの要請に基づき、市民からの一般的な問合せに対応できるコールセンター等を設置し、国が作成するQ&A等を参考にしながら、適切な情報提供を行う。(健康づくり推進課)

イ 市民からコールセンター等に寄せられる問合せや国、茨城県、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(健康づくり推進課)

3 予防・まん延防止

(1) 国内（地域）での感染拡大防止策の準備

ア 国及び茨城県と相互に連携し、地域における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、市民にマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染症対策を実践するよう促す。(健康づくり推進課)

イ 市内の学校、保育園、社会福祉施設等で、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等を勧奨するとともに、施設に手指消毒液を設置するなど基本的な感染症対策を実践するよう促す。(学務課、子ども施設課、高齢福祉課、障害福祉課、介護保険課)

4 予防接種

(1) 特定接種

国と連携し、特定接種の対象者となる新型インフルエンザ等対策を実施する本市職員等に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康づくり推進課、人事課、関係機関)

(2) 住民接種

国の要請に基づき、全市民が速やかに接種できるよう、集団的接種及び個別接種を行うことを基本として、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(健康づくり推進課、関係機関)

(3) 情報提供

国が発信するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報を、市民に対し積極的に提供する。(健康づくり推進課、広報戦略課)

5 市民生活及び地域経済の安定の確保

(1) 事業者の対応

市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(商工振興課、健康づくり推進課)

(2) 遺体の火葬・安置

茨城県からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(環境衛生課、健康づくり推進課)

6 医療

(1) 地域医療体制の整備

ア 茨城県と協力し、市内で患者が発生した場合の搬送体制、受入医療機関等を確認する。(健康づくり推進課、警防課、茨城県、関係機関)

イ 茨城県が設置する帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来の設置状況を確認する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

(2) 地域感染期に備えた医療の確保

ア 茨城県及び医師会等関係機関と協力し、臨時的な医療施設を設置する場合の体制を確認する。(健康づくり推進課、茨城県、関係機関)

イ 備蓄状況に応じて、休日夜間診療所勤務者や最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の個人防護具の確保を進める。(健康づくり推進課、消防本部総務課)